





株式会社マルデンと 札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定

協 定 書

(第 140124号)

株式会社マルデン と 札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

株式会社マルデンは、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への 信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、 より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

▶ 基本項目▶

■施設等の衛生管理

2 商品の品質管理

3 従業者等の衛生管理

4 問題発生時の危機管理

5 11~41以外の食の安全・安心に関する事項

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成27年3月31日

株式会社マルデン 代表取締役 札幌市 長

伝法 貴司

上田文雄

わが社のマイルール 基本項目に関し、詳細な取組を 自ら定め、実行します。

- ●品質管理一取扱商品の品質 は規格書を用い、産地、期限 等確認を行う。
- ●問題発生時の危機管理一問題発生事項の原因究明と再 発生事項の原因究明と再 発防止に努める。

